

青森市企業局地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森市企業局（以下「企業局」という。）が発注する建設工事を請け負う中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者とする。以下「元請負人」という。）が地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号。以下「融資制度」という。）を利用する場合における青森市工事請負契約標準約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書の規定に基づく債権譲渡承諾手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡を承諾する対象となる工事は、企業局が発注する予定価格が500万円を超える工事とする。ただし、次に掲げる工事は除く。

(1) 債務負担行為等工期が複数年度にわたる工事。ただし、次に掲げる工事を除く。

ア 債務負担行為等の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

ウ 債務負担行為に係る工事又は繰り越された工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満である工事

(2) 青森市企業局低入札価格調査制度要綱（平成23年9月1日実施）に基づく低入札価格調査の対象となった工事

(3) 履行保証を付した工事のうち、企業局が役務的保証を必要とする工事

(4) その他元請負人の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由がある工事

(債権譲渡の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該工事が完成した場合においては、約款第31条第2項による検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から、既に支払いをした前払金、中間前払金及び部分払金並びに本件工事請負契約により発生する企業局の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該請負契約が解除された場合においては、約款第44条第1項による出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から、既に支払いをした前払金、中間前払金及び部分払金並びに本件工事請負契約により発生する違約金等の企業局の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、変更後の金額とする。

(債権譲受人)

第4条 債権の譲受人(以下「譲受人」という。)は、事業協同組合等(事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。))又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく公益法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第2項に規定する特例民法法人含む。)である建設業者団体をいう。以下同じ。)又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であつて、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第5条 債権譲渡の承諾は、当該工事の出来高(第2条第1号ア及びイの工事にあつては、最終年度の請負代金に対する出来高)が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

(債権譲渡の承諾申請)

第6条 債権譲渡の承諾申請を受ける場合には、次に掲げる書類を元請負人から提出させるものとする。なお、郵送による提出は認めないものとする。

- (1) 債権譲渡承諾申請書(第1号様式) 1通
- (2) 債権譲渡契約証書案の写し 1通
- (3) 工事履行報告書(第2号様式) 1通
- (4) 発行日から3か月以内の元請負人及び譲受人の印鑑証明書 各1通
- (5) 当該工事が、契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されており、保証人等による債権譲渡の承諾が義務付けられている場合は、保証人が承諾したことを証する書面 1通

(申請書類の確認における留意事項)

第7条 契約担当者は、以下の点に留意して申請書類の確認を行う。

- (1) 債権譲渡承諾申請書及び債権譲渡契約証書の写しに必要事項がすべて記載されており、申請時における債権譲渡額が、工事請負契約に基づき元請負人が請求できる債権金額と一致していること。
- (2) 債権譲渡承諾申請書等の印影が印鑑証明書と一致していること。

- (3) 工事履行報告書における工事の出来高が2分の1以上であること。
- (4) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保証人等による債権譲渡の承諾が義務付けられている場合には、保証人が承諾したことを証する書面が提出されていること。
- (5) 当該請負契約が解除されていないこと又は約款の規定に基づく契約解除のおそれがないこと。

(債権譲渡の承諾事務)

第8条 契約担当者は、第6条及び前条の規定による承諾申請書類等の内容を確認のうえ申請書類を受理し、速やかに承諾のための手続を行うものとする。

2 債権譲渡の承諾は、債権譲渡承諾書(第3号様式)を元請負人及び譲受人にそれぞれ1通を交付することにより行う。

3 前項の交付は、申請書類を受理した日からから7日(期限の日が青森市の休日に関する条例(平成17年青森市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)に当たるときは、市の休日の翌日)以内に行うものとする。

ただし、やむを得ない事由により交付期限までに債権譲渡承諾書を交付できない場合には、契約担当者はその旨を速やかに元請負人及び譲受人に連絡するものとする。

4 契約担当者は、債権譲渡整理簿(第4号様式)により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第9条 第6条に規定する申請書類の提出がない場合又は第7条に基づく必要事項の確認ができない場合には、債権譲渡を承諾しない。

2 前項の場合、契約担当者は速やかに、元請負人及び譲受人に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾書(第5号様式)を交付するものとする。

(出来高の確認)

第10条 融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、譲受人が当該出来高確認を行うものとする。

2 前項による出来高確認を行うに当たり、現場確認の必要がある場合には、譲受人は契約担当者に工事出来高確認協力依頼書(第6号様式)を提出しなければならない。この場合において、契約担当者は当該工事の監督を所管する課と協議のうえ、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

(融資実行の報告)

第11条 元請負人及び譲受人は、企業局の債権譲渡の承諾を受けた後、金銭消費貸借契

約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合には、連署による融資実行報告書（第7号様式）を契約担当者に速やかに提出しなければならない。

（請負代金等の請求）

第12条 債権譲渡を受けた譲受人からの当該請負契約に基づき確定した債権金額の請求に当たっては、次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（第8号様式） 1通
- (2) 企業局の押印がある債権譲渡承諾書の写し 1通
- (3) 発行日から3か月以内の譲受人の印鑑証明書 1通
- (4) 債権譲渡契約証書の写し 1通

2 譲受人は、約款に規定する企業局による検査に合格し、引渡しを行った場合でなければ債権金額の請求ができない。

3 元請負人は、企業局が債権譲渡の承諾を行った日以降は、約款に規定する前払金、中間前払金及び部分払金を請求することはできない。

附 則

（実施期日）

1 この要領は、平成21年10月2日から実施する。

（失効）

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

（実施期日）

この要領は、平成23年3月31日から実施する。

附 則

（実施期日）

この要領は、平成24年3月28日から実施する。

附 則

（実施期日）

この要領は、平成25年3月26日から実施する。

附 則

（実施期日）

この要領は、平成26年3月24日から実施する。

附 則

（実施期日）

この要領は、平成27年3月30日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成28年3月29日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和3年3月31日から実施する。